

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

「労働条件に関する協約（令和 3 年 10 月 1 日締結）

第 1 章第 5 条『事前通知』の解釈』に関する申し入れ

2021年12月「柔軟な働き方と多様な活躍の実現に向けた制度改正等について」と題する提案における項として、4 事前通知の取扱い 会社は、社員に転勤、転職、降職、出向又は待命休職を命ずる場合、事前に文書等をもって通知する。と記されていました。

団体交渉では、文書等をもって通知するという「等」（電話による通知）の考え方を議論し、文書(事前通知書)により発令の日以前に、勤務箇所長を通じて本人に通知していくことは変わらない。ただし、文書(事前通知書)によることが困難な場合は、電話により通知することができるというものであり、これまでどおり事前通知を行う場合の業務上の都合で不在の場合をつとめて避けていくことに変わりはなく手交することが原則であることを合意してきました。

一方で、勤務箇所長が文書によることが困難との判断において電話により通知するとした場合には、労使間の取扱いに関する協約(令和3年10月1日締結)における組合員の権利が侵害されるのではないかと懸念が生じています。電話による通知を行った際の文書(事前通知書)はどのようにして本人が受領するのか、また、事前通知内容に苦情を有し、その解決を簡易苦情処理会議に請求を行う場合の手続きはどのようにしていくのかが不透明と言えます。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 文書(事前通知書)によることが困難な場合の電話により通知する取扱いについては、社会通念上やむを得ない場合に限定すること。
2. 労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）を遵守し、組合員の正当な権利を侵害しないこと。なお、文書(事前通知書)の受領方法および事前通知内容に苦情を有し、その解決を簡易苦情処理会議に請求を行う場合の手続きを具体的に明らかにすること。

3. 事前通知の期間においては、社会通念上やむを得ない状況および簡易苦情処理会議の審議に要する期間を考慮していくべきことから労働条件に関する協約第1章第5条(事前通知)に基づき文書(事前通知書)による通知を行う場合には発令の日の14日以前に通知すること。
4. 労使間の取扱いに関する協約第38条(簡易苦情処理の範囲)の定めに基づいて苦情の解決を求めようとする場合、本人が文書(事前通知書)を受けた日から3日以内に申告することができるよう改正すること。
5. 今申し入れに対する回答は、2022年6月15日までに行うこと。また、団体交渉は2022年6月30日までに実施すること。

以 上